

○公益財団法人横浜市建築保全公社契約規程施行要領

制定	平成18年3月29日	要領第1号
改正	平成19年3月28日	要領第5号
	平成20年1月31日	要領第1号
	平成21年4月1日	要領第2号
	平成23年4月1日	要領第3号
	平成25年4月1日	要領第1号
	平成26年4月1日	要領第4号
	平成30年4月1日	要領第2号
	平成31年4月1日	要領第3号
	令和2年4月1日	要領第1号
	令和2年11月1日	要領第3号
	令和3年4月1日	要領第1号
	令和3年7月1日	要領第7号

(趣旨)

第1条 公益財団法人横浜市建築保全公社契約規程(平成25年規程第2号。以下「規程」という。)の施行については、別に定めのあるものほか、この要領の定めるところによる。

(予定価格調書)

第2条 規程第11条に規定する予定価格調書は、様式第1号による。

2 規程第25条に規定する予定価格調書は、様式第2号による。

3 前2項に規定する予定価格調書は、各項に定める様式を適宜修正のうえ使用するものとする。

4 総務課を所管する常務理事、総務部長及び総務課長は、次の区分により、予定価格を決定するものとする。

(1) 総務課を所管する常務理事 算定上の予定価格が100,000,000円以上のもの

(2) 総務部長 算定上の予定価格が50,000,000円以上100,000,000円未満のもの

(3) 総務課長 算定上の予定価格が50,000,000円未満のもの

(入札書及び工事内訳書)

第3条 規程第12条第1項に規定する入札書は、様式第3号に準拠したものとし、件名を記載した封筒に入れ提出するものとする。

2 工事内訳書は、様式第3号又は様式第3号の内容を網羅したものとする。

(委任状)

第4条 規程第12条第6項に規定する委任状は、様式第4号の内容を網羅したものとする。

(指名通知書)

第5条 規程第22条第2項に規定する指名するときの通知は、様式第5号による。

(入札辞退届)

第6条 入札辞退届の様式は、次のとおりとする。

- (1) 条件付一般競争入札については 様式第6号(1)
 - (2) 指名競争入札については 様式第6号(2)
- (随意契約)

第7条 規程第27条第1項第2号に規定する、請負契約等において随意契約をできる場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 安全管理等の必要性から、緊急に工事を施工又は設計委託等を行う必要がある場合。
- (2) 一定期間に市内各所で行う同種の工事又は設計委託等で、その確実な執行を確保するため、調査、設計又は施工等に機動力を要する場合。
- (3) 工事の施工方法及び範囲等を確定するにあたり、施工する立場からの知識、技術力及び経験を必要とする場合。
- (4) 今後の保全事業の参考資料収集のための事例となる工事で、特定の施工業者に調査させながら施工させる必要がある場合

2 前項の規定により随意契約による場合は、公益財団法人横浜市建築保全公社中小企業等協同組合発注要領に規定する中小企業等協同組合等とする。

(随意契約見積通知書)

第8条 規程第26条第1項に規定する見積書を徵するときの通知は、様式第7号による。

(見積書)

第9条 規程第26条第1項に規定する見積書は、様式第8号の内容を網羅したものとする。

(見積り合せを省略できる金額)

第10条 規程第26条第1項第3号の規定により見積り合せをすることなく随意契約できる予定価格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工事又は製造の請負 2,500,000円
- (2) 設計又は工事監理の委託 1,000,000円
- (3) 財産の買入れ 200,000円
- (4) 前3号に掲げる以外のもの 1,000,000円

(入札参加資格の確認)

第11条 条件付一般競争入札において、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）は次の各号に定める書類を提出しなければならない。ただし、理事長は落札候補者が入札参加資格を明らかに満たさないと認める場合は、次の各号に定める書類の提出を求めないこととする。

- (1) 工事 配置技術者（変更）届出書（様式第9号）又は主任技術者届出書（様式第10号）
 - (2) その他、契約ごとに入札公告において定める書類
- 2 理事長は、前項に定める提出書類等により、当該契約に係る入札公告において定めた入札参加資格について審査し、落札候補者が、当該契約に係る入札参加資格を満たす者であるかを確認するものとする。

- 3 理事長は、入札参加資格を満たさないことを確認した落札候補者については、条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式第11号）により通知するものとし、当該契約を締結しないものとする。
- 4 指名競争入札において、指名業者として選定するときは、発注する契約ごとに設定した入札参加資格を満たす者であるかを確認するものとする。

（適格性の審査）

第12条 理事長は、条件付一般競争入札により契約の相手方を決定しようとするとき、落札候補者について、前条第2項の規定による入札参加資格の確認とあわせて、当該契約の相手方としての適格性を審査するものとする。この場合において、次の各号のいずれかに該当する者は当該契約の相手方としての適格性に欠ける者（以下「不適格者」という。）と認定し、当該契約を締結しないものとする。

- (1) 指名停止 横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けている者（ただし、開札日以降の軽微な事由による指名停止は除く。）
- (2) 契約不適格 公益財団法人横浜市建築保全公社契約不適格者認定等措置要綱（以下「措置要綱」という。）に基づく契約不適格者の認定を受けている者。なお、工事成績が60点以上65点未満であることから、措置要綱運用基準別表第1号(1)に該当し、契約不適格者の認定を受けた者は、当該工事と同工種の入札参加資格を設定した入札に限り、契約を締結しないものとする。
- 2 理事長は、落札候補者が、開札日以降において、不適格者に該当している場合、当該条件付一般競争入札に係る落札者としないものとする。
- 3 理事長は、指名競争入札により指名業者を選定しようとするとき、前条第4項の規定による入札参加資格の確認とあわせて、当該契約の相手方としての適格性を審査するものとする。この場合において、不適格者を当該指名競争入札における指名業者として選定しないものとする。
- 4 理事長は、現に指名競争入札で指名している者が、新たに不適格者に該当することとなったときは、その指名を取り消すものとする。
- 5 理事長は、開札日以降において、不適格者に該当している者を当該指名競争入札に係る落札者としないものとする。
- 6 理事長は、随意契約により、見積書を徴収する相手方を選定しようとするとき又は契約の相手方を決定しようとするとき、前3項の規定を準用する。

（契約締結用紙）

第13条 規程第29条第1項に規定する契約書を作成するために起案する場合は、公益財団法人横浜市建築保全公社処務規程（平成24年規程第3号）第12条第1項に定める起案用紙を用いるほか、契約締結用起案用紙を用いることができる。

- 2 前項に規定する契約締結用起案用紙は、様式第12号による。

（請書）

第14条 規程第29条第3項に規定する請書は、様式第13号の内容を網羅したものとする。

(標準契約書)

第15条 規程第30条に規定する標準契約書及びこれに添付する約款は、次のとおりとする。

- (1) 工事請負契約書及び工事請負契約約款 様式第15号
- (2) 委託契約書及び委託契約約款 様式第16号
- (3) 貸借契約書及び貸借契約約款又は賃貸借契約約款(レンタル) 様式第17号
- (4) 物品供給契約書及び物品供給契約約款 様式第27号
- (5) 変更契約書 様式第18号

(着手届出書等)

第16条 前条第1号に規定する工事請負契約約款において、提出を受けるべき工事着手届出書等は、次のとおりとする。

- (1) 工事着手届出書 様式第19号
- (2) 工程表 様式第20号
- (3) 下請負人選定通知書 様式第21号
- (4) 現場代理人等選定通知書 様式第22号
- (5) 工事完成届出書 様式第23号

2 前条第2号から第4号までに規定する各約款において、提出を受けるべき着手届出書等は、前項各号に定める様式を適宜修正のうえ使用するものとする。

(契約保証金免除)

第17条 規程第32条第1項第1号の規定は、予定価格が500万円以下の場合又は契約を履行しないおそれがないと理事長が認めた随意契約による場合に適用することができる。

(分別解体等の方法等)

第18条 契約書記載の工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事である場合、契約書に添付すべき分別解体等の方法等は、様式第25号による。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年1月31日要領第5号)

(施行期日)

1 この要領は、平成20年1月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、改正前の財団法人横浜市建築保全公社契約規程施行要領の規定により作成されている様式書類については、なお等分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する

附 則（平成 23 年 4 月 1 日要領第 3 号）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の際、改正前の財団法人横浜市建築保全公社契約規程施行要領の規定により作成されている様式書類については、なお等分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。